日弁連委員会ニュース

2月号 CONTENTS

両性の平等ニュース……1・2面
日弁連高齢者・障害者権利支援センターニュース……3・4面
子どもの権利ニュース……5面
日弁連刑事弁護センターニュース……6面
民事裁判問題ニュース……7面
国選本部ニュース……8面
男女共同参画推進本部ニュース……9面
裁判迅速化法問題対策委員会ニュース……10面
若手弁護士サポートセンターニュース……11面
司法修習費用問題対策本部ニュース……12面

両性の平等ニュース

No.54
2024年02月1日

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841 FAX03-3580-2896
編集責任は日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会

2024.3.2　シンポジウム「女性の政治参画を進めるために今なにが必要か～ジェンダーギャップ指数過去最低の日本。政治分野は138位！～」

両性の平等に関する委員会は、2024年3月2日、「女性の政治参画を進めるために今なにが必要か～ジェンダーギャップ指数過去最低の日本。政治分野は138位！～」と題して、シンポジウムを開催する。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップレポート」2023年版によると、「経済」「教育」「健康」「政治参画」4分野において男女平等の度合いを数値化した「ジェンダーギャップ指数」が、日本は対象146か国中125位であり、過去最低の結果となった。とくに、経済と政治参画においては格差解消が進んでいない。政治分野におけるジェンダーギャップ指数は、なんと138位である。

女性の声を代弁する女性政治家が必要だが、国政の議員は圧倒的に男性である。

なぜ女性の政治参画は進まないのか、そこにどのような障壁があるのか、どうやって女性の政治参画を増やしていくのか、シンポジウムで考える。

まず、基調講演は、上智大学法学部教授の三浦まり氏の「男性政治を打ち破る」。三浦氏は、第44回「石橋湛山賞」を受賞した「さらば、男性政治」（岩波書店、2023）を上梓され、男性偏重の日本政治の問題点をするどく追及。シンポジウムでも、日本の政治における女性参画の障壁とその打開策について考察する。

次に、パネルディスカッションを予定している。

基調講演をされる三浦氏、「NO YOUTH NO JAPAN」及び「FIFTYS PROJECT」の代表である能條桃子氏、現宝塚市長の山﨑晴恵会員、立憲民主党東京都連の票ハラ対策本部のメンバーだった加藤慶二会員をパネリストとして迎える。

それぞれの立場から、政治に対する女性参画の障壁が何なのか、突破するには何が必要なのかを探る。

久しぶりに、弁護士会館とZoomの併用のハイブリッド開催になる。たくさんの方の参加をお待ちしている。

（湯山　薫・神奈川県）

シンポジウムに向けた学習会を開催

両性の平等に関する委員会は、上の記事にあるように、2024年3月2日に、政治の分野におけるジェンダーギャップについてシンポジウムを開催する。それに先立ち複数回学習会を実施した。

①2023年7月25日

票ハラを巡る問題に関する学習会

第二東京弁護士会の加藤慶二会員を講師にお招きして、政治の世界に現存するハラスメントとその対策について、学習会を開催した。立憲民主党東京都連は、春の統一地方選に備えて、有権者が投票への見返りに候補者に対し様々な要求を行うハラスメント「票ハラ」の対策本部を設置したが、加藤会員はそのメンバーの一人だった。とくに、女性が政治の世界に参入する障壁となる票ハラの実態（驚くほど多岐にわたる。）と、対策として、票ハラにあったときに相談できる機関の設置が必要であると学習した。

②2023年11月6日

政治分野のジェンダー不平等の解消に関する学習会

一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN代表理事の能條桃子氏を講師に学習会を実施し、以下のとおりの参考になるお話を伺った。

活動にいたる経緯

能條氏は、1998年生まれの25歳。小学校時代に、当時、女性市長がいた神奈川県平塚市で青少年議会に参加したことで、声を上げることができることを知った。大学に進学したところ、在席する学部には女性が2割と少なく、男子学生の「結婚したら（妻は）専業主婦がいい」という発言を耳にし、現実に男女不平等は解決されていないことを知った。大学2年生のときに選挙ボランティアをして、若い人が後回しにされ選挙から遠ざけられている現実を実感した。若者が政治から遠ざけられ、若者も政治を遠ざけていては、若者が生きやすい世の中にならないと考え、そこから、若者と政治をつなげる活動を開始した。

デンマークへの留学

20代の投票率が80％を超えているデンマークに留学した。デンマークでは、子どもが小さいときから、政治に接する環境にあり自分で判断できるように教育している。声を上げて動けば政治が変えられることにインスパイアーされた。

良い政治家がいないことは、良い有権者がいないということ。政治を変えたいならば、良い有権者を育てることが大事であるとの考えのもと、立候補年齢を下げる活動をしている。OECD36か国中、18歳から立候補できる国が30か国。立候補年齢を引き下げていないのは、日本も含めて6か国。日本では、政治家の志望者がほとんどが男性で、しかも権力志向が強い。自分のことよりも、困っている他者を助ける人を政治家にしたいと考えた。

FIFTYS PROJECTの立ち上げ

2022年、20代・30代の女性の立候補者を超党派で応援するプロジェクトを立ち上げた。

若者世代の声を代弁するためには、地方議会を変えていく必要がある。地方議員は地域差はあるが2000票くらいで当選するので、自分たちの手で送り出せる。地方議員約3万人のうち、男性が85％、60代以上が56％。20代・30代の女性は1％未満であり、250人もいない。

女性が議員になる経路の確立を目指す

若い女性が選挙に出たいと言うと、まずは子どもを持った方がいい、子どもが小さいとかわいそうなどと言われ、政党の推薦や公認を得られにくい。このような「政党ブロック」のほかにも「夫ブロック」、「義理の両親ブロック」等に阻まれる。気候変動、ジェンダー平等、LGBTQ等のデモに行くと、若い女性が多いのに、議員には男性が多い。理由は女性が議員になる経路が確立していないからで、FIFTYS PROJECTは、その経路を作る活動をしている。

女性なら誰でもいいわけではない

女性でもミソジニーを内在化している人は、自覚的に変えていく意識がないと変えられない。そのため、応援する政策を掲げている。その政策は、選択的夫婦別姓、同性婚、包括的性教育の実施、トランスジェンダー差別の禁止、クオータ制の導入等で、2023年統一地方選挙では24名の女性が当選した。

FIFTYS PROJECTが取り組んでいること

将来の立候補者を増やすために、女性の選挙ボランティアを増やすことに取り組んでいる。候補者を支える人も従来通りの男性中心では変わらない。

また、「ハラスメントのない選挙」を訴えるポスターを作成し、ハラスメントを受けた際の相談窓口を取りまとめるなど、若年女性も選挙に出やすい環境整備にも取り組んでいる。

ジェンダー平等社会実現のために

戦う相手は、男性ではなく、性差別、家父長制である。男性VS女性では、解決しない。個人の問題ではなく社会構造の問題である。ジェンダー平等の議論をするときに、女性、男性と一括りにして自分が代表しないことが大事であり、また自分の特権性に気付くことも重要である。

（湯山　薫・神奈川県）
（清田　乃り子・千葉県）

「当事者の性別に関わりなく婚姻を可能とする立法を改めて求める会長声明」を公表

2021年から2023年にかけて、法令上同性にある当事者が婚姻できないことの合憲性が争点となっている国家賠償請求事件において、5つの地方裁判所の判断があり、そのうち札幌・東京・名古屋・福岡の4つの地方裁判所は違憲の判断を示した。

当連合会は、既に、2019年7月18日付けで「同性の当事者による婚姻に関する意見書」により、法令上同性の当事者同士が婚姻することが認められていないことは、憲法13条の婚姻の自由を侵害し、憲法14条の平等原則に反するものであることから、国が同性婚を認めてこれに関連する法令の改正を速やかに行うことを求めている。

標記会長声明では、これらの判決が、憲法違反を認めている点では評価できるものであることをまずは述べている。そのうえで、「しかし、これらの判決が異性間の婚姻とは法的効果や名称の異なる制度を設けることがありうるかのように述べている点は、そのような未だ存在しない制度の合憲性について判断したものではないとしても、やはり問題がある。」と指摘した。例えば、札幌判決は、「本件規定が、異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていること」は「憲法14条1項に違反する」と述べた。判決の枠組みは、立法不作為が国会賠償法の適用上違法の評価を受けるかという争点の前提問題として現状の法律の規定が憲法の規定に違反するものであるかを論じるものだから、判決は、「婚姻の自由及び平等原則は、同一の婚姻制度を婚姻当事者の性別に関わりなく利用できることを求める」（日弁連意見書14頁以下）かまで検討せずとも、「婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しない」との点で既に現状について憲法違反を認定できると考えたのだとみるべきであろう。とはいえ、東京・名古屋・福岡もいずれも札幌判決と同様のいわばそこまで踏み込まない表現をとっており憂慮せざるを得ない。会長声明はこれ対して、「憲法14条の平等原則からは、異性間の婚姻よりも法的効果の劣る制度を構築することは、正当な理由なく同性同士の婚姻を不利益に扱うものであり、許されない。また、異性間の婚姻と法的効果が同一であっても名称の異なる制度を導入することは、そのこと自体により同性のカップルは異性のカップルに劣る存在とのメッセージが発せられることになり、やはり平等原則に反する。」と指摘したうえで、「当連合会は、国に対し、改めて、婚姻しようとする当事者の性別の組合せに関わりなく誰もが同一の婚姻制度を利用しうるように、法令の改正を速やかに行うことを求める。」と述べている。

（本多　広高・東京）

困難女性支援法に基づく都道府県支援計画に盛り込むべき内容についての勉強会

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、困難な問題を抱える女性がその意思を尊重されつつ個別の事情に応じた最適な支援を受けられるよう、関係行政機関が民間団体と協働し、多様な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する体制を整備し実施することを目的とする（本年4月1日施行）。本法の目的達成の可否は、具体的な施策の実施主体である都道府県・市町村が策定する（本法実施のために）「基本計画」の内容に大きく左右される。そこで、当委員会は、昨年9月、広島大学准教授の北仲千里氏を講師として、「基本計画」に盛り込むべき具体的施策について勉強会を開催した。同氏からは、①DVの被害者支援がどうなるのか、②どうすれば支援対象範囲を拡げることができるのか（性暴力、ストーキング、デジタル性被害、若年女性、妊娠、外国籍女性など、複合的な困難を抱えた対象者も多い）、③長期的・包括的な支援を提供できる体制を作ること、④民間支援団体との協働などについて様々御教示いただいた。その後、質疑応答や各地の実情についての情報交換を行った。

（吉田　容子・京都）

オーストラリア家族法改正案の勉強会「離別後の共同養育推進からの転換をはかった2023年改正法案」の御報告

2023年9月19日､オーストラリア（以下､豪という）家族法の2023年改正案につき、東京経済大学准教授の古賀絢子氏から、子どもと同居親の安全を重視し、共同養育推進の方針を転換する修正が行われようとしていることの講義を受けた。同法案はその後の10月、両院で可決され成立した。日本での離婚後親権制の議論で参照される点は多いと思われるので、以下報告する。

離婚後共同の法制は「離婚しても別居親が子の養育に関わることが子どもによい」という考えに乗り、「家族のあるべき姿を規範的に示す」という方針で、別居親に子の養育に関わる権利を与えるものである。1980年以降全米各州、欧州、オセアニアに広がった。このうち特に英米法圏は、研究調査でも法制面でも相互に参照し合い発展を遂げてきたが、豪はその先頭を疾走してきた。豪は2006年、離婚後、DV虐待事案を例外とするものの、子の長期的重要事項の共同決定と身上監護（養育）の共同を積極的に推進するべく、「共同」が子の利益に資するという法律上の推定・友好的な親ルールなどを盛り込んだ改正を行った。しかし、現実の裁判事案の家族の大半がDV虐待･高葛藤を抱えているため、これらにも「共同」が命じられ、DV虐待の継続・葛藤の亢進により子と監護親へ危害が及んだほか、裁判が虐待手段として濫用され司法資源が圧迫される事態にも至り、法制の見直しを余儀なくされた。応急措置である2011年改正では、子の利益につき「別居親との関係継続より、安全が先」と優先順位をつけ、友好的な親ルールを有害として削除し、DVの範囲を威圧的支配等に拡大したが、それでは足らず、2019年にALRC（豪法改革委員会）が「共同」を制度として推進する2006年法を根底から改める詳細な勧告を公表していた。

2023年改正法の際立つ特徴は、家族法の中心に子の最善の利益を置くために、「別居親が関わることが子どもによい」という一般論を排し､「原則共同、DV例外」と受取られる制度を除去し、子と監護親の保護を徹底していることである。まず、子の最善利益の考慮要素を、①子と子を監護する親の安全（DV虐待・父母間の葛藤などからの安全）の促進、②子どもの声、③子どものニード、④養育能力、⑤「それが安全である場合に」子どもが親・その子にとって重要な人との関係を維持する利益、⑥その他その子に特別な事項に整理した。次に、子の長期的重要事項の決定に関し、共同の推定を削除し、同居して監護する親が単独で決定することもよしとした。また、双方の親が子どもと過ごす時間の割当について、均等を検討するよう求めた規定も削除し、事案ごとに決めることとした。さらに子どもの独立代理人には子どもの声を直接聴くことを職務上の義務とした。共同推進政策の下で、子どもの声のうち「怖い」「会いたくない」という拒否が無視され、その結果危害が見過ごされてきたことを改めるべく、子の声を高め安全を高める方策として盛り込まれたものである。加えて、別居親に裁判を離婚後虐待の手段として濫用させないため、有害な申立の阻止命令や、裁判での当事者・代理人の不正な嫌がらせの言動を規制する包括的目的条項が盛り込まれている。豪のこの大改正は、監護をめぐって裁判で争う家族が共同できる家族ではなく、その大半にDV虐待・激しい葛藤がある以上、家族像の規範はこれら家族の問題解決に役立たず、かえって子と監護親に危害をもたらすという認識に立っている。

（長谷川　京子・兵庫県）

勉強会「男らしさを競う文化」の弊害とハラスメント

当委員会は、2023年3月4日に「セクハラの慰謝料はなぜ低い？－慰謝料額から現代日本のセクハラを考える－」と題するシンポジウムを開催したが、その中で職場内では依然として継続的な強制性交から身体的接触を伴わない性的言動まで、幅広いハラスメントが繰り返し行われている現状が明らかとなった。シンポジウムを企画した第1部会では、このようなハラスメント行為が引き起こされる原因の1つとして「男らしさを競う文化」があるとの調査結果をまとめられた東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター特任准教授の飯野由里子氏を講師にお迎えして、2023年11月6日に部会内勉強会を開催した。

「男らしさ」とは、私たちの文化や社会の中で無意識的に作り上げられてきた一種の基準であるが、それによって周りから評価がなされるため、少しでもその評価を上げようとして「男らしさ」を競うことにつながるのだという。「男らしさを競う文化」を特徴づける4つの要素として、①弱さをみせるな②強さとスタミナ③仕事第一主義④弱肉強食が挙げられているが、日本ではそれに加えて⑤家父長制も競う文化を特徴付ける要素とされている。このような「男らしさを競う文化」によって、組織としては成果が上がる一方、尊大に振舞ったり、長時間労働を自慢したり、攻撃的な態度をとったりしながら、内部にある秩序を維持しようとする力が働くことで、職場内で部下や同僚に対するいじめやハラスメント、不正行為が起こりやすくなることが調査によって関連付けられたという。このような文化が浸透した組織の中では、職場に心理的安全性やミスを許容する空気はなく、過剰な競争による長時間労働が横行するために、燃え尽き症候群や離職、うつ病の誘発などの弊害が生ずることも指摘された。

それでは、解決策はあるのか？「男らしさを競う文化」が強い職場に、これを是正するための制度を強制的に導入しても意味ある変化はもたらされないとのことだった（バックファイヤーの可能性）。このような文化を変えていくためには、組織の文化そのものを変革していく必要があり、それには組織のトップダウンによって構成員の意識を変えていくことが肝要とのことだった。

さて、振り返って､我が弁護士会はどうだろうか。「男らしさを競う文化」の5つの要素を満たしてはいないだろうか｡「男らしさを競う文化」が強いほど､その組織の包摂性（インクルージョン）は低くなるという｡女性やマイノリティに疎外感を与えることになるからだ｡自省しつつ､考えさせられる勉強会となった。

（中嶌　実香・長野県）